

静司発第265号  
令和3年11月1日

## 要 望 書

法務省民事局民事第一課 御中

静岡県司法書士会  
会長 白井聖記



当会は、コンピュータやネットワークなどの情報通信技術（IT）を行政のあらゆる分野に活用することにより、国民・住民の方々及び企業の事務負担軽減や利便性の向上、行政事務の簡素化・合理化などを図り、効率的・効果的な政府・自治体を実現しようとする電子政府・電子自治体の考え方に強く賛同し、その推進に協力していきたいと考えています。

司法書士業務の中で電子政府・電子自治体推進の考え方から遠く離れた実務が行われているのが相続関係事件です。相続関係事件を処理するにあたっては、被相続人と相続人の相続関係を証明するため多数の戸除籍謄本や戸籍の附票等を取得する必要がありますが、そのすべてが管轄市区町村長へ職務上請求書に手書きで請求内容を記入し、手数料として小為替を同封したうえで、郵送請求しなければなりません。

この職務上請求書への対応は、各自治体の事務処理にも大きな負担となっていることは想像に難くありません。

先日、貴省が内閣府に対して、オンラインによる士業者からの職務上請求を可能とする戸籍法施行規則の改正についての検討結果を回答したことを知り、添付資料のとおり回答内容の開示を受けました。

回答内容の要旨は、次のとおりでした。

- ① オンラインによる職務上請求は法令上可能であること。
- ② ただし、戸籍法施行規則第11条の2第4号において、職務上請求をする場合には、司法書士等の所属する会が発行した戸籍謄本等の交付を請求する書面（統一請求書）に当該司法書士等の職印が押されたものによって請求すると規定されていることから各自治体での利用が進まないのではないかと推測されていること。
- ③ 戸籍法施行規則第11条の2第4号において規定されている書類の提示又は統一請求書による請求に代えて、同規則第79条の3に規定する方法により、送信する情報に電子署名を行って請求することができるものと考えていること。

そこで当会は、利用者負担の最小化及び自治体の事務負担軽減の観点から、貴省に対し、次の事項を要望いたします。

## 記

- 1 貴省から、各自治体に対し、上記③の趣旨を速やかに通知すること。
- 2 戸除籍謄本、戸籍証明書、住民票の写し、住民票記載事項証明書、戸籍の附票の職務上請求を可能とするオンラインシステムを総務省、各自治体と連携し、早急に構築すること。
- 3 上記請求の際の手数料は電子決済を可能とする仕組みを整えること。

## 別紙書類

静岡県司法書士会行政文書開示請求書

法務省民一第1861号行政文書開示決定通知書及び回答内容